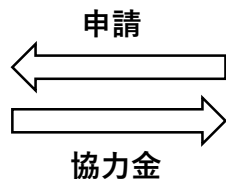


# 福島市における時短要請（飲食店）協力金

福島市内を対象として、下記の対象となる施設を運営する事業者に対し、原則として令和3年8月26日（木）午後8時～令和3年9月13日（月）午前5時までの**すべての期間**において、午前5時～午後8時までの営業時間短縮の要請に感染防止対策を徹底したうえで**全面的**にご協力いただいた場合に、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を交付いたします。

## 【1 事業スキーム】



福島市内で食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受け、午後8時～午前5時までの時間帯を含む営業を行う店舗を運営し、下記の【2 対象となる主な要件】を満たした事業者

(※対象外となる店舗の例は別紙をご参照ください。)

## 【2 対象となる主な要件】

- (1) 福島市内に対象店舗を有すること。
  - (2) 対象店舗において、午後8時～午前5時までの時間帯を含む営業を行っていた事業者が令和3年8月26日（木）午後8時～令和3年9月13日（月）午前5時までの**すべての期間**において、午前5時から午後8時までの間に営業時間を短縮するとともに、終日酒類の提供を自粛すること。※1※2※3
  - (3) 店内にカラオケ設備がある場合、終日利用自粛すること。
  - (4) 対象店舗において、時短営業の案内を掲示していること。等
- ※1 時短営業には、午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業を行っていた事業者が令和3年8月26日（木）午後8時～令和3年9月13日（月）午前5時までの期間、休業している場合も含まれます。
- ※2 通常の営業時間が午後8時までであった店舗は、交付対象外となります。
- ※3 原則として令和3年8月26日（木）午後8時～令和3年9月13日（月）午前5時までのすべての期間において、**全面的**に時短要請にご協力いただけない場合は交付対象外となります（遅くとも8月30日（月）までに時短要請に協力いただく必要があります）。

## 【3 交付額の単価】

		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
		～75,000円	75,000円～25万円	25万円～
中小企業	A 売上高方式	3万円/日	3～10万円/日	10万円/日
	B 売上高減少方式	【計算式】 1日当たりの協力金額 = 前年度または前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額】 20万円		
大企業（売上高減少方式）				

※中小企業はAまたはBのいずれかの方式を選択可